

社会福祉施設に関する免除基準の変更について

現行の免除対象

児童福祉関連	助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼保連携型認定こども園／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター 等
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等
老人福祉関連	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター 等
上記以外	生活保護施設／母子福祉施設 等



新たな免除対象

児童福祉関連	障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業／地域子育て支援拠点事業 ー 一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業
障害者福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業 ー 聴導犬訓練事業／盲導犬訓練施設
老人福祉関連	小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業
上記以外	福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就労訓練事業

(※)更生保護事業関連の一時保護事業・連絡助成事業も対象

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設・事業所が受信料免除の対象*

*受信料免除の対象となるのは、入所者・利用者の専用に供するため、その施設管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約です。事務室、従業員休憩室、入所者・利用者以外も利用する食堂等に受信機を設置する場合は、入所者・利用者の専用ではないため、受信料免除の対象外となります。

(平成30年3月15日時点)